

厚生労働省発表
平成18年6月30日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部			
障害者雇用対策課			
課長	土屋	喜久	
主任障害者雇用専門官	白兼	俊貴	
障害者雇用専門官	浅賀	英彦	
電話	5253-1111(内)5784, 5857		
	3502-6775(直通)		

障害者の雇用の促進等に関する法律第47条の規定に基づく 企業名の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、事業主に対し、法定雇用率（1.8%）以上の身体障害者又は知的障害者の雇用を義務付けており、厚生労働大臣は、その履行を図るため、障害者雇入れ計画作成命令の発出（法第46条第1項）及び雇入れ計画の適正実施勧告の発出（法第46条第6項）を行うほか、当該勧告に従わず、一定の改善がみられない事業主については、公表を前提とした特別指導を行った上で、企業名の公表（法第47条）を行うこととしている。

平成17年度における公表を前提とした特別指導の結果、下記2社については、これまでの一連の雇用率達成指導にもかかわらず、障害者の雇用状況に一定の改善がみられず、特別指導期間終了後の本年4月1日現在において、厚生労働省の基準を充足しなかったため、法第47条の規定に基づき企業名を公表する。

なお、今般の企業名公表に係る雇用率達成指導の流れは、別添1のとおりであり、平成17年度における公表を前提とした特別指導の概要は、別添2のとおりである。

記

両毛丸善株式会社

栃木県足利市問屋町1535-12

株式会社ウィザス

大阪府中央区備後町3-6-2 KFセンタービル

両毛丸善株式会社について

1 企業概要

- 企業名 両毛丸善株式会社
- 所在地 栃木県足利市問屋町1535-12
(管轄：ハローワーク足利)
- 事業内容 石油製品小売業

2 指導経過

- 平成13年10月30日 法第46条第1項に基づき、足利公共職業安定所長から障害者雇入れ計画作成命令を発出
- 平成14年1月1日～ 雇入れ計画の実施（計画期間 3年間）
- 平成15年10月23日 雇入れ計画の適正実施勧告を発出
- 平成16年12月31日 雇入れ計画の期間満了
- 平成17年7月～ 特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始（～平成18年3月）
- 平成18年3月2日 本省において直接指導を実施

以上のような一連の指導のもとで、企業側において障害者向けの求人が一定数出されているが、障害者の雇入れに向けた求人条件や職務の見直しが十分でないため、障害者を採用するに至らず、平成18年4月1日現在の実雇用率が0.67%と低い水準にとどまっている。

3 障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H13.6.1	805人	4人	0.50%	10人
H14.6.1	845	6	0.71	9
H15.6.1	857	6	0.70	9
H16.6.1	902	6	0.67	10
H17.6.1	878	6	0.68	9
H18.4.1	890	6	0.67	10

(注) 障害者の数には、重度障害者のダブルカウントが含まれている。

株式会社ウィザスについて

1 企業概要

- 企業名 株式会社ウィザス
- 所在地 大阪府中央区備後町3-6-2 KFセンタービル
(管轄：ハローワーク大阪東)
- 事業内容 学習塾・高認予備校・サポート校

2 指導経過

- 平成13年11月5日 法第46条第1項に基づき、大阪東公共職業安定所長から障害者雇入れ計画作成命令を发出
- 平成14年1月1日～ 雇入れ計画の実施（計画期間 3年間）
- 平成15年11月4日 雇入れ計画の適正実施勧告を发出
- 平成16年12月31日 雇入れ計画の期間満了
- 平成17年7月～ 特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始（～平成18年3月）
- 平成18年2月16日 本省において直接指導を実施

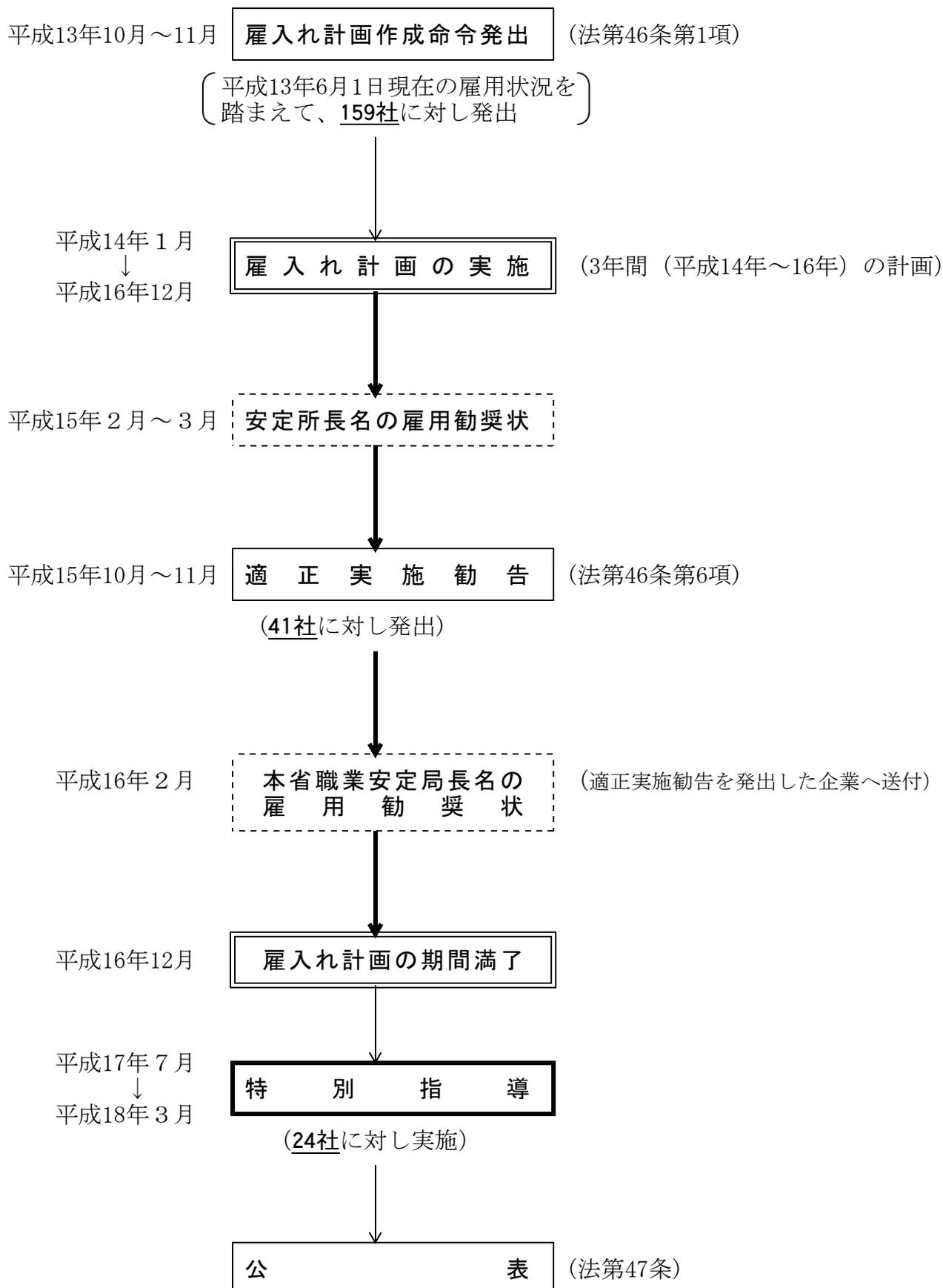
以上のような一連の指導のもとで、企業側において障害者向けの求人が一定数出されているが、障害者の雇入れに向けた求人条件や職務の見直しが十分でないため、障害者を採用するに至らず、平成18年4月1日現在の実雇用率が0.72%と低い水準にとどまっている。

3 障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H13.6.1	530人	4人	0.75%	5人
H14.6.1	528	4	0.76	5
H15.6.1	524	4	0.76	5
H16.6.1	548	4	0.73	5
H17.6.1	551	4	0.73	5
H18.4.1	554	4	0.72	5

(注) 障害者の数には、重度障害者のダブルカウントが含まれている。

平成18年度企業名公表に係る雇用率達成指導の流れ図



平成17年度における公表を前提とした特別指導の概要

(1) 指導対象企業

平成17年度における公表を前提とした特別指導は、平成14年からの3年間で計画期間とする雇入れ計画の作成を命ぜられ、計画期間中にその適正実施について勧告を受けた企業のうち、なお、改善のみられない企業24社を対象として実施した。

(2) 対象企業の代表者に対する、公表を前提とした指導の実施

対象企業を管轄する公共職業安定所長から、対象企業の代表者に対し、障害者の雇用に関する事業主の責務、障害者の雇用の現状、これまでの雇用率達成指導の経緯等について十分説明の上、求職情報の提供、面接会への参加勧奨等を行いつつ、雇用義務を達成するよう再度の指導をきめ細かく実施した。これと併せて、必要に応じて都道府県労働局幹部による訪問指導等を行った。

加えて、取組が遅れている対象企業に対しては、厚生労働省に来省を求めて指導を行い、これを踏まえて、労働局及び公共職業安定所においても引き続きの指導を行った。

(3) 指導事項

① 平成18年4月1日現在で、少なくとも平成16年（特別指導の開始年の前年）の全国平均実雇用率（1.46%）を達成するよう指導を行った。

なお、法定雇用障害者数*が3～4人である企業に対しては、少なくとも1名以上の障害者の雇用を実現するよう指導を行った。

* 法定雇用障害者数

雇用する労働者の数に法定雇用率を乗じて得た数（端数切り捨て）

② ①の指導の結果を踏まえ、下記A・Bのいずれにも該当せず、最終的に行政指導の効果が見込まれないと判断された企業については、公表を実施することとした。

A 上記①の指導基準を達成したこと。

B 下記イ～ハのいずれかに該当すること。

イ 障害者雇用に関する次のa～eの取組をすべて実施し、その結果、一定の実雇用率（1.2%）を達成すること。

a 障害者の採用及び職場定着のための社内検討体制を整備し、その

検討を行い、職務再設計等障害者雇用率を達成するための結論が出ていること。

- b 特別枠の設定による障害者の常時受入れ体制を整備し、具体的な求人活動が行われていること。
- c 障害者雇用についての理解を促進するための社内研修の充実が図られていること。
- d 障害者雇用のための施設設備の改善等が行われていること。
- e 法定雇用率を平成18年4月1日から3年以内に達成する雇入れ計画を作成していること。

ロ 特例子会社の設立を、平成18年4月1日から1年以内を実現するための具体的な取組を行うこと。

ハ 直近の障害者の雇用の取組の状況から、速やかに行政指導の効果が期待でき、かつ、実雇用率が全国平均実雇用率以上となると判断できるものであること。

- ③ ②のBに該当する企業については、初回の公表に限り公表を猶予することとするものであり、引き続き、都道府県労働局及び公共職業安定所において、公表を前提とした指導を行う。

(4) 指導の結果

上記の指導の結果は、次ページの表2のとおりであり、24社中22社については特別指導による改善が認められた。

本資料の1ページに記載した2社については、特別指導期間終了後の平成18年4月1日現在において、上記(3)の②の基準を充足しなかったため、法第47条の規定に基づき公表することとした。

なお、指導対象企業24社全体の実雇用率は、雇入れ計画期間の始期において0.41%であったが、特別指導期間終了後の平成18年4月1日現在においては1.41%と、1.00ポイント上昇した。

(5) 今後の指導

特別指導の対象となった企業のうち、公表企業及び公表を猶予した企業に対しては、今後も引き続き、公表(再公表)を前提とした指導を実施する。

また、全国平均実雇用率を達成したものの雇用義務を達成するには至っていない企業についても、雇用義務を早急に達成するよう、引き続き指導を実施する。

(表1) 特別指導対象企業の状況

規模別	1,000人以上規模企業	2社
	1,000人未満規模企業	22社
産業別	製造業	2社
	情報通信業	1社
	卸売・小売業	10社
	金融・保険業	1社
	飲食店、宿泊業	1社
	教育、学習支援業	3社
	サービス業	6社
合計		24社

(表2) 特別指導の結果

雇用義務を達成した企業	5社
全国平均実雇用率(1.46%)を達成した企業	7社
法定雇用数3~4人の企業であって、障害者数が1人以上となった企業	3社
他社と統合した企業 ^(注1)	1社
雇用改善のための所定の取組を実施し、かつ、一定の雇用率(1.2%)を達成した企業 ^(注2)	6社
公表に至った企業	2社
合計	24社

(公表猶予) → 引き続き、公表(再公表)を前提とした指導を実施
(公表)

(注1) 当該企業は、統合以前に雇用義務を達成していた。

(注2) 「所定の取組」とは、以下のものをいう(5~6ページ参照)。

- a 社内検討体制の整備と職務再設計等
- b 具体的な求人活動
- c 社内研修の実施
- d 施設設備の改善等
- e 法定雇用率を達成する雇入れ計画の作成

(表3) 24社全体の実雇用率の推移

	雇入れ計画始期	H15.6.1	H16.6.1	H17.6.1	H18.4.1 ^(注)
公表2社	0.75%	0.72%	0.69%	0.70%	0.69%
他22社	0.38%	0.47%	0.62%	0.91%	1.47%
計	0.41%	0.49%	0.63%	0.89%	1.41%

(注) H18.4.1現在の数値は、他社と統合した1社を除いた数値である。

(参考1)

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)(抄)

(身体障害者又は知的障害者の雇用に関する事業主の責務)

第三十七条 すべて事業主は、身体障害者又は知的障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者又は知的障害者の雇入れに努めなければならない。

(一般事業主の雇用義務等)

第四十三条 事業主(常時雇用する労働者(一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者(以下「短時間労働者」という。))を除く。以下単に「労働者」という。)を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。)以上であるようにしなければならない。

(第二項から第五項まで 略)

(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第四十六条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇いを促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

(第二項から第四項まで 略)

- 5 厚生労働大臣は、第一項の計画が著しく不適當であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対してその変更を勧告することができる。
- 6 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

(一般事業主についての公表)

第四十七条 厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(参考2) 一般の民間企業における障害者の雇用状況(平成17年6月1日現在)

(1) 企業規模別の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の基礎となる労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 C÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A.重度障害 者(1週間の 所定労働時 間が30時間 以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 A×2+B			
規模計	企業 65,449 (63,993)	人 18,091,871 (17,667,306)	人 71,678 (68,539)	人 125,710 (120,861)	人 269,066 (257,939)	% 1.49 (1.46)	企業 27,577 (26,666)	% 42.1 (41.7)
56～99 人	企業 24,361 (24,009)	人 1,795,317 (1,766,099)	人 6,201 (6,178)	人 13,769 (13,406)	人 26,171 (25,762)	% 1.46 (1.46)	企業 10,835 (10,638)	% 44.5 (44.3)
100～299	29,323 (28,432)	4,426,269 (4,287,080)	13,006 (12,633)	29,000 (28,114)	55,012 (53,380)	1.24 (1.25)	12,447 (12,104)	42.4 (42.6)
300～499	5,449 (5,307)	1,888,166 (1,833,105)	7,169 (6,793)	13,180 (12,731)	27,518 (26,317)	1.46 (1.44)	2,138 (1,997)	39.2 (37.6)
500～999	3,705 (3,659)	2,339,966 (2,300,290)	9,261 (8,858)	16,047 (15,416)	34,569 (33,132)	1.48 (1.44)	1,288 (1,168)	34.8 (31.9)
1,000以上	2,611 (2,586)	7,642,153 (7,480,732)	36,041 (34,077)	53,714 (51,194)	125,796 (119,348)	1.65 (1.60)	869 (759)	33.3 (29.4)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者及び知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、C欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 3 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 4 ()内は平成16年6月1日現在の数値である。

(2) 産業別の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③障害者の数			④ 実雇用率 $C \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度障害者 (1週間の所定 労働時間が30 時間以上)	B. A以外の障 害者	C. 計 $A \times 2 + B$			
	企業	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	65,449 (63,993)	18,091,871 (17,667,306)	71,678 (68,539)	125,710 (120,861)	269,066 (257,939)	1.49 (1.46)	27,577 (26,666)	42.1 (41.7)
農、林、漁業	139 (135)	17,418 (16,992)	68 (60)	178 (158)	314 (278)	1.80 (1.64)	84 (71)	60.4 (52.6)
鉱業	45 (47)	8,118 (8,268)	34 (32)	68 (74)	136 (138)	1.68 (1.67)	26 (25)	57.8 (53.2)
建設業	2,202 (2,252)	549,961 (563,504)	2,112 (2,027)	3,231 (3,222)	7,455 (7,276)	1.36 (1.29)	914 (916)	41.5 (40.7)
製造業	20,266 (20,117)	6,139,600 (6,078,155)	28,475 (27,768)	46,359 (45,445)	103,309 (100,981)	1.68 (1.66)	10,738 (10,626)	53.0 (52.8)
電気・ガス・熱 供給・水道業	202 (182)	188,988 (196,459)	890 (891)	1,584 (1,619)	3,364 (3,401)	1.78 (1.73)	83 (69)	41.1 (37.9)
情報通信業	2,934 (2,840)	1,006,940 (975,759)	3,331 (3,072)	4,616 (4,468)	11,278 (10,612)	1.12 (1.09)	539 (514)	18.4 (18.1)
運輸業	4,222 (4,118)	1,064,231 (1,051,337)	3,985 (3,727)	9,677 (9,275)	17,647 (16,729)	1.66 (1.59)	2,112 (1,977)	50.0 (48.0)
卸売・小売業	11,963 (11,826)	3,210,446 (3,150,835)	9,841 (9,514)	19,448 (18,659)	39,130 (37,687)	1.22 (1.20)	3,522 (3,449)	29.4 (29.2)
金融・保険・不 動産業	2,007 (2,004)	1,270,829 (1,283,999)	5,026 (4,913)	8,209 (8,106)	18,261 (17,932)	1.44 (1.40)	587 (606)	29.2 (30.2)
飲食店・宿泊業	1,814 (1,821)	440,802 (432,341)	1,441 (1,413)	3,153 (2,971)	6,035 (5,797)	1.37 (1.34)	669 (665)	36.9 (36.5)
医療・福祉	7,789 (7,199)	1,228,634 (1,136,262)	6,073 (5,714)	10,014 (8,966)	22,160 (20,394)	1.80 (1.79)	4,005 (3,608)	51.4 (50.1)
教育・学習支援業	1,271 (1,208)	285,006 (278,162)	992 (927)	1,500 (1,477)	3,484 (3,331)	1.22 (1.20)	485 (445)	38.2 (36.8)
複合サービス事業	988 (1,003)	303,977 (309,907)	963 (935)	1,961 (2,014)	3,887 (3,884)	1.28 (1.25)	357 (351)	36.1 (35.0)
サービス業	9,596 (9,241)	2,374,534 (2,185,326)	8,441 (7,546)	15,701 (14,407)	32,583 (29,499)	1.37 (1.35)	3,451 (3,344)	36.0 (36.2)

注 (1) の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。